

国際的な動き

- ◇ 京都議定書 (1997年採択、2005年2月発効)
 - ・温室効果ガス排出量削減の国際的な約束
 - ・日本は2008～2012年の平均で1990年に比べ6%削減の義務

課題：2013年以降の国際枠組みの構築

◇ 気候変動枠組み条約締約国会議

- ・途上国は、京都議定書第1約束期間の枠組みの延長を要求
- ・日本は、米国・中国を含む全ての主要排出国が参加する新しい包括的な枠組みの採択を主張
- ・COP15 (2009.12 デンマーク・コペンハーゲン)
 - 2020年までの削減目標を各国が申告 (日本：1990比-25%)
- ・COP16 (2010.12 メキシコ・カンクン)
 - 京都議定書の第一約束期間 (2008～2012) 後に空白が生じないように、できるだけ早い作業の完了と採択を目指す
- ・COP17 (2011.11 南アフリカ・ダーバン)

日本の状況

- ◇ 京都議定書目標達成計画
 - ・京都議定書発効を受け6%削減のための政府計画を策定 (2005策定、08年改訂)

◇ 日本の温室効果ガス排出量(億 t-CO₂)



大阪府の状況

- ◇ 大阪府地球温暖化対策地域推進計画 (法定計画：1995年策定、2000年、2005年改定)

目標 2010年度の温室効果ガス排出量を基準年度(※)から9%削減 (※)二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素は1990年度、代替フロン等は1995年度

重点対策

- ① エネルギー多量消費事業者における計画的な対策の推進
- ② 自動車から排出される二酸化炭素抑制のための施策の推進
- ③ 家庭や企業における省エネルギー対策の推進
- ④ 建築物の省エネルギー対策の推進
- ⑤ 新エネルギー等の普及促進
- ⑥ 緑の保全と創出の推進

◇ 大阪府温暖化の防止等に関する条例

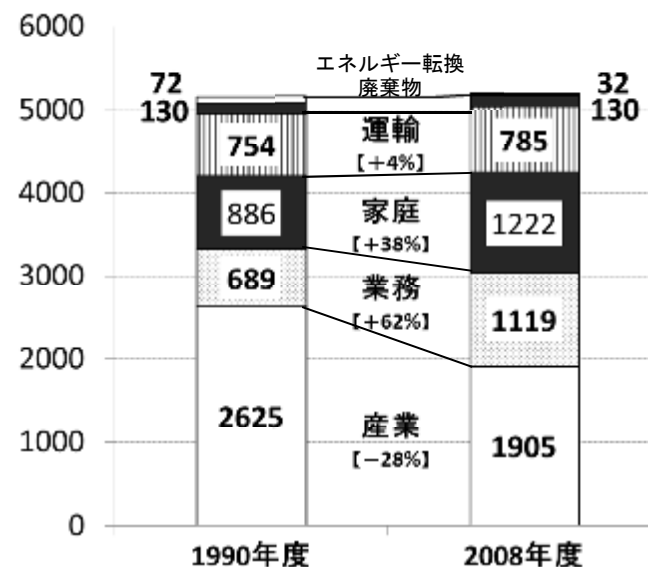
- (2005年10月公布、2006年4月施行)
- ・エネルギーの多量消費事業者に対する、対策計画書や実績報告書の届出の義務付けなどを規定。
- ・建築物の環境配慮を規定。

◇ 温室効果ガス排出量の現状(2008年度)

温室効果ガス排出量
・5,299万トン (基準年度比8.4%減) ⇒ 目標達成の見通し

CO₂ 排出量

- ・5,194万トン (基準年度から0.7%増加)
- ・産業部門は減少、業務部門と家庭部門の増加が顕著



最近の動向

- ◇ 2009年9月国際気候変動サミット
 - ・鳩山首相(当時)が、すべての主要国による国際的枠組みの構築等を前提として、2020年度に1990年度比25%削減を表明。
- ◇ 2010年2月府議会(府政運営方針)
 - ・国と取組と連動し、府域で2020年度の温室効果ガス排出量を1990年度比25%削減を表明。
- ◇ 地球温暖化対策基本法案
 - ・国内排出量取引制度、地球温暖化対策税等の基本的施策により、すべての主要国による国際的枠組みの構築等を前提として、2020年の中期目標を-25%、2050年の長期目標を-80%に設定
 - ・2010年通常国会で廃案、臨時国会で継続審議、2011年通常国会で審議中。
 - ・国内排出量取引制度は、産業に対する負担や雇用への影響、国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う。(2010.12 地球温暖化問題に関する閣僚委員会)
 - ⇒ 国の温暖化対策の見通しが不透明
- ◇ 東日本大震災の影響
 - ・菅首相が原発の新增設推進を打ち出したエネルギー基本計画の見直しを表明。
 - ・菅首相が再生可能エネルギーが全発電量に占める割合を、2020年代のできるだけ早い時期に20%に高める方針を表明。
 - ⇒ 温室効果ガス排出量に影響する電力のCO₂排出係数の想定が困難

府の取組み方針(案)

- 今後の地球温暖化対策を検討する上で不確定な要因が多い状況ではあるが、計画的かつ継続的に取組みを推進していく必要がある。
- 当面は、短期の具体的対策を中心とした地球温暖化対策実行計画や実行可能な対策・制度の検討を行う。
- 将来的な目標設定等は国の施策が定まるのを待つて行うこととする。

検討スケジュール(案)

- 6月27日 諮問
温暖化対策部会の設置、検討
- 11月下旬 部会報告、答申

地球温暖化対策実行計画案、制度案の策定
府民意見等の募集
地球温暖化対策実行計画、制度の策定 (平成23年度中)